

B 新法の作成準備のために早急に着手すべき課題：調査、情報収集、試行事業

【清水委員】

『B-5 社会的雇用モデル・・・』と『B-6 新体系への・・・』の間に、B-6として『重症心身障害児者地域自立生活展開総合推進事業の実施』を設け、『・重症心身障害の人の地域自立生活の推進や、施設からの地域生活移行及び、地域活動拠点における活動展開の推進等々を、総合的に各自治体で捉え、地域自立支援協議会とも連携し、推進していく事業の実施。各自治体での具体的な地域での総合推進計画に基づき重症心身障害者の地域生活実態を創造・構築していく事業展開を取り急ぎ進める。』を挿入。

※理由 重症心身障害の人の地域生活展開こそが、次の状況をつくると確信しています。「この子らを世の光に」ということは、そういうことに他なりません。各自治体における重症心身障害の人の地域生活展開こそが、自治体職員の力量を高め、相談支援の本質化を生み、地域医療を確かなものとし、そして地域生活基盤を創造することとなります。

総合福祉法までの間にすべきことは、まず重症心身障害の人の地域生活実態をモデル事業や特別事業として生み出し押し広げていくことだと思います。そういった手法で、重症心身障害の人本人に委ねて実態を創り出していくことです。べたべたと並べる平板な対応策では、重症心身障害の人の主体は埋

め殺されてしまいます。まずベクトルの方向を定め重症心身障害の人と共に立ち上がっていくことを本気で進めていくことが、当面すべきことだと思います。そして、そのことが、まずもって重症心身障害の人の意見を聴くということだと思います。本人のエンパワーメントを本気で進め、それに伴って生活実態を創っていくということが必要だと思います。そのことにより地域社会の価値観を変えていくことが可能になると考えます。

B-1 障害範囲の拡大にむけ法の狭間にいた人たちの実態やニーズの調査研究

(P 1 2)

【石橋委員】

「難病」「慢性疾患」について定義を深める必要がある。どちらかと言えば、医療面での助成を講じるべきではないか。

【福井委員】

『～検討すべき。とりわけ難病、発達障害、軽度障害～』を『～検討すべき。とりわけてんかん、難病、発達障害、軽度障害～』に変更。

B-2 その他の調査、既存情報の収集・分析（P 13）

【近藤委員】

『・障害者福祉サービスの担い手の賃金、労働条件等に関する調査を行うこと。』
を追加。

※理由 待遇の悪化、非常勤化など人材確保やサービスの質に重大な影響を与えていることが想定され、実態を明らかにする必要がある。

【末光委員】

『・NICU や一般病棟に長期間滞留する「超重症児」「準超重症児」の実態調査。』
を追加。

※理由 NICU や一般病棟に滞留する「超重症児」「準超重症児」は1000人を超えており、在宅移行が進まないのは在宅支援策が十分でないためと考えられるが、詳細は不明である。実態に即した対応が急がれる。

B-3 ニーズの個別評価・支給決定方式に向けて（P 13）

【石橋委員】

『・本人のニーズを中心とした支援計画策定に基づく支給決定プロセスの検討。』を『・本人のニーズを中心とした支援計画策定に基づく支給決定プロセスの検討と、ニーズ判定のための第三者機関確立。』に変更。

B-4 パーソナルアシスタンスにむけての検討（P 13）

B-5 社会的雇用モデル事業の実施（P 13）

【石橋委員】

『・税徴収などの特別な配慮は必要であるが、一般就労者との整合性を鑑みる必要がある。』を追加。

【倉田委員】

『・制度創設のために不可欠な「社会的雇用事業所の規定（条件）」、「賃金補填の対象とする障害者の基準」、「労働へのインセンティブが働く賃金補填システムのあり方」の3点を検証。』を、『・制度創設のために不可欠な「社会的雇用事業所の規定（条件）」、「賃金補填の対象とする障害者の基準」、「労働へのインセンティブが働く賃金補填システムのあり方」の3点を、試行事業を通じて検証。』と変更し、その後に『・社会的雇用において、雇用の前後における本人の総所得と社会的コストの変化を検証。』を追加。

※理由 B-5 社会的雇用モデル事業の実施については、掲載いただいている3項目だけでなく、社会的雇用の創出による社会的コストの削減についても、検討することが、制度創出のうえで不可欠と考えるので。

B-6 新体系への移行が進まない理由の実態調査（P 13）

B-7 新制度の検討の視点と方法（P 13）

【石橋委員】

『・施設や事業者が無理なく事業を継続でき、新たな事業者の参入にインセンティブが働く制度でありたい。』を『・施設や事業者が無理なく事業を継続でき、新たな事業者の参入にインセンティブが働く制度でありたいが、専門性と離脱している事業者の参入を監視する必要もある。』に変更。

B-8 ロードマップの明確化（P 14）

B-9 苦情解決と第三者評価の機能強化（P 14）

【石橋委員】

『・行政不服審査は、憲法第76条に従って司法に移す必要がある。』を追加。

【石橋委員】

『・社会福祉関連訴訟は、憲法14条に保障される権利が履行されるように、訴訟費用免除の方策が講じられるとともに、社会福祉専門裁判所（仮称）を新

設することが必要である。』を追加。

C その他

1 「総合福祉部会」と他機関との関係の明確化（P 14）

【野原委員】

『・福祉部会における難病・慢性疾患に関する審議は、医師を含めた特別の体制（集中審議または専門部会の設置など）を作って行う。』の追加。

※理由 健康と医療ケアを必要とする障害者への福祉のあり方については、日本ではまだ未経験の課題・分野である。しかも、38年に及ぶ「難病対策要綱」による対応で多くの実績を積み重ねてきた。それら成果を継承しながら「福祉」制度を新たに確立することには、大変なエネルギーと時間、人員（医療関係者など）が関わる必要があり、難病・慢性疾患についていうと調査も極めて不十分である。拙速の場合は、新たな大穴が空く危険がある。ことは患者の生命に関わることであり、これは、絶対に避けなければならないことである。

【福井委員】

もっと最初の方にもってくる。

※理由 基本的なことなので、最初の方に明記すべきと思う。

【山本委員】

『5)「障がい者制度改革推進本部」、同「推進会議」との相反意見がないよう、調整を行うこと。』を追加。

※理由 あくまで推進会議の部会であるのでこうした文言を付け加えておく必要がある。

Ⅱ 全体に関する意見など

【朝比奈委員】（全体のまとめ方についての意見）

- ① とてもたくさんの、また広い範囲にわたる意見をていねいに拾い上げてまとめていただいた作業に、感謝します。ただし、23年度予算も念頭においた「早急に対応を要する課題」のまとめ方としては網羅的すぎて適切ではないと思います。どのようにまとめたらよいのか、一委員の立場から意見を申し上げます。
- ② 最も優先して取り組むべきは、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国との基本合意にある、応益負担の廃止だと思います。素案のA-1にまとめられている点を集中して議論し、どの項目をとりあげるのか、具体的な取り扱いなどについて整理すべきです。
- ③ これ以外の項目については、新しい総合福祉法につながるような取り上げ方が必要です。場あたりの取り上げていくことは、かえって支援を必要としている人たちの生活を混乱させてしまいます。その点では、素案のB-1～B-3の項目について、厚生労働省から提案されている「全国障害児・者実態調査」と関連づけながら、新しい法律をつくる準備としてすぐにでも具体的に取り組んでいくことが必要と考えます。
- ④ 今後の議論でポイントになるのは、最も重い障害のある人たちのことと、制度の対象になっていない人たちのことだと思います。第一回の会議で野原

委員から、「仲間のなかでいちばん障害の重い人たちのこと、いちばん数の少ない人たちのことを優先して考え、話し合っていきましょう」と呼びかけがありました。この点を大事にして、55人会議が障害や立場の違いを超え、烏合の衆に終わらない「総合福祉部会」としてまとまっていくことが重要だと思います。

【齋藤委員】（部会での論議の進め方等に対する意見）

今回の議論は障害者自立支援法廃止—総合福祉法（仮）制定に向けた本格議論の前に、当面の対策として来年度概算要求に盛り込む様要望する点をまとめることにあるというのは東室長から示されています。

ところが今回の素案は膨大な量に上がり、まさに新法制定にかかわる様な点から、他法の改正が必要な点まで多岐にわたっています。とても新法制定までの間に早急に対応でき、かつそのためには法改正は必要とせずに改善できるような内容ではありません。そのようなしぼり込みができれば来年度の概算要求に盛込めるものではありません。

更に「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」からの緊急抗議声明にあるように、昨年自・公政権の障害者自立支援法改正案が与党議員の賛同をえて今国会に上程されると聞いています。今週中にも委員会で決議されるやとの話でもあり、そうすると廃案＝新法制度とこの改正案との関係はど

うなるのか、そもそも改正案ではダメだから、新法制定のためにこの福祉部会
ができたのではなかったのでしょうか。ましてやこれまでの当面必要な対策の
議論は何だったのかがわかりません。

改めて、この福祉部会での議論を有意義なものとするため以下の点を要望し
ます。

1. 6月1日の福祉部会では民主党及び政府の責任ある方の出席をえて、民主
党及び政府として障害者自立支援法廃止＝総合福祉法制定に向けて、この福
祉部会の具体的な役割、課題を改めて明らかにしていただきたい。そこでの
野党の障害者自立支援法改正案はどうかかわってくるのかも十分に説明して
いただきたい。
2. 当面必要な対策を会長・副会長のお力でしぼり込み、概算要求に盛込める様
な実現性のあるものを提示していただきたい。それが困難なら、課題整理は
見送らざるをえません。とてもこの素案に沿ったものでは推進会議には提出
できません。
3. 以上をふまえて、早急に新法制定に向けての工程表を作成し、そのために
必要な論点表とともに準備作業として何が必要かを示す必要があります。そ
のために部会での論議の進め方を早く確認することも必要です。

【竹端委員】（整理の方法について）

「課題の整理（素案）」の文章の中から、次の3つの内容を選んでわかりやすく整理した内容を報告書にまとめる。

イ、来年4月から全国でしなければならないこと

ロ、来年のうちにどこかで「実験や調査」（モデル事業）をしなければならないこと

ハ、委員みんながおなじ方向の意見（大きく反対する人のいない意見）

この3つを部会長や副部会長がまとめ、その内容を「部会のまとめ（論点整理）」として、「推進会議」にだす。

※理由 このまとめは、「来年4月からはどれだけのお金が何のために必要か」、を考える理由づけ（政策判断の基礎資料）として、推進会議に出すものだと思います。今回の「素案」が1回目の案だとすると、もう一回整理した内容が必要です。それをまとめるためには、下に書いた内容をたいせつにする必要があるとおもいます。

今回の「素案」では、委員みんなの意見を知ることができました。

でも、「早急に対応」という文章を「来年4月から全国でしなければならないこと」と思った委員も多いと思います。なので、多くの委員が必要だと思っている「あたりまえのこと（暗黙の前提）」が、この「素案」の中に書かれていません。

- ①「どんなに重い障害があっても地域でくらす権利をもっていること」
- ②「地域で暮らすために必要なサービスの数をかなりたくさんふやすこと」
- ③「施設や病院に入っている人の数をへらすこと」

上の3つは、国連の権利条約の内容や、自立支援法をめぐる裁判の和解の内容、推進会議でだされた内容ともおなじです。わたしたち委員みんなの意見がのっている「素案」のなかから、上の3つの内容にあうものを選ぶ必要があると思います。

そして、選んだものについて、

イ、全国ですぐすること

ロ、来年どこかで実験してみることに

ハ、委員みんながおなじ方向の意見

に整理して「部会のまとめ（論点整理）」として出したほうがいいと思います。

【藤岡委員】（国会における議員立法に対する意見）

意見提出期限は5月26日水曜日午後6時と指定されており、提出現在の状況をもとに意見を述べます。

本来今回の会議では、部会長（三役）の集約・作成された整理素案への意見を提出するべきですが、まさに「早急に対応を要する課題を整理」しているこの会議の存在意義に関わりますので申し述べざるを得ません。

ほかでもありません、4月27日に自民党・公明党が提出した障害者自立支援法改訂案に対して国会厚生労働委員会で与党が表面的な手直しをした上で採決する予定と報道されている件です。本日6月1日までに廃案になっていれば杞憂だったこととなります。

まさにこうして4月27日、5月18日、6月1日と、新法制定までの当面の課題を部会構成員が議論をしている最中に、その議論とは関係なく法案が成立するのでは、推進会議も部会も一体何のためにあるのか。私たち自身で私たちの法を創ろうという気持ちで臨んでいる構成員、その議論を注目する全国のみなさんの気持ちと期待を裏切るできごとです。

障がい者制度改革推進本部の本部長は 鳩山由紀夫内閣総理大臣であり、民主党の党首です。議員立法であっても政府与党に責任があると考えます。

政府与党自らが推進会議の存在意義を否定し、推進会議と部会を軽視する今回の愚かな所業について、一構成員として、ここに抗議の意を表明します。

このことは決して忘れません。

構成員のなかに今回の法案を歓迎する人がいることは承知しています。

しかし、その人たちも推進会議、部会のみんなで話し合っ法律を考えていこうという機運を損ねようと思っはしないと信じています。

今回のことで55人委員会の結束が乱れることがあってはなりません。

【岡部委員】（提出意見の補足）

「当面必要な対策」について、いいたいことを、大きくまとめると、4つになります。

○ひとつめにいいたいことは、「できること」は みんなで協力して すぐやらなくてははいけません、ということです。

みんなで協力してすぐやる、そのために、この総合福祉部会を 早くはじめたのだと思います。委員はすでに意見書を出しているのだから、部会長・副部会長が中心となり、事務局はその「手足」となって、「当面必要な対策」の案を作り、6月の部会で ぜひ 決めましょう。それが私たちの役目です。そして、改革推進本部（つまり鳩山首相）は、決めたことを厚生労働省と財務省に命令し、実行させてください。それが 推進本部の役目だと思います。それぞれの役目を果たしましょう。

○ただし、「すぐやること」の順番（優先順位）は はっきりしているということ、このことも 忘れてはいけません。それが ふたつめ に言いた

いことです。

当たり前のことですが、「約束」は 守らなくてははいけません。だから、「当面必要な対策」として 真っ先にしなくてはならないのは、「訴訟原告団」と和解（訴訟をやめる）ときに 厚生労働大臣がした約束（合意文書）に かんすること です。

○3つめ。つまり、「約束」を守るということは、「自己負担」、「障害の範囲」、「地域での自立生活」、「サービスの利用保障」、この4つにかんすることを 真っ先にやらなくてははいけないと いうことです。

- ・まず、「自己負担」について ですが、「自立支援医療」や「市町村生活支援事業」だけ 差別しないで、ちゃんと 個別給付と同じように（同じ基準で）所得の低い人に対する自己負担を減らさなくてははいけないと思います。
- ・次に、「障害の範囲」について ですが、「サービスが必要」という医者の診断書があれば、手帳がなくても サービスの申請が できるようにすればいい（そうすれば「当面必要な対策」になる） と思います。
- ・次に、「地域での自立生活」について ですが、 その人が「地域で自立して暮らすためにはこのサービスが必要」と 審査会が認めれば、重度訪問介護

などを 法律で決められた障害の種別ではなくとも 支給決定できるように
すればいい（そうすれば「当面必要な対策」にはなる）と思います。

- ・最後に、「サービスの利用保障」について ですが、地域福祉サービスも「義務的経費」にする（つまり 国が必ず5割を負担する）といったのだから、
国庫負担基準による制限をしたことは そもそも 自立支援法が「約束違反」
だったということです。サービスに使ったお金の5割は 必ず国が負担する
ことに なくてははいけない と思います。

ここで大事なことは、こういったことは 厚生労働省が頭を絞り、財務省がお
金をだせば、法律を変えなくても、すぐにできる ということです。

○そして4つめ。だから、法律（障害者自立支援法）を変える（改正する）の
は、（小田島さんの言葉を借りれば）「根っこ」のことをちゃんと話しあって決
めてからにしたほうがいい、ということです。

みなさんに考えてほしいのは なんのために推進会議を作り、なんのために
この部会を作ったのか、ということです。「地域生活の在り方検討委員会」の失
敗を繰り返してはだめだと思います。繰り返しますが、厚生労働省が頭を絞り、
財務省がお金をだせば、法律を変えなくても、「当面必要な対策」はできると思
います。法律を出すとか、つぶすとか、そんなことで もう 障害者の制度を

「政治の道具」にするのは止めてほしい と 多くの障害当事者やその支援者は 思っているのでは ないでしょうか。

あと、最後に 「地域主権改革」のことについて。 国庫負担金は 国が自治体の政策を誘導しようとして出す「ひも付き補助金」とは 性格が 違います。 障害はその人の「中」にあるのではなく、社会との「あいだ（関係）」で作られる という 権利条約・社会モデルの考え方にも従い ひとりひとりのサービスの費用を 国のみんなで きちんと 負担するという「公的責任」を放棄（投げ出）してはならない、と思います。

【三田委員】（整理の方法、部会の進め方についての意見）

1) 推進会議への提案にあたっての作業提案

「当面の課題」がまだ多すぎるので、さらに整理する必要がある。

→例えば、ア～ウの項目にしたがって、部会長・副部会長から提案をいただけないか。

ア) 来年度から改善・実行しなければならない緊急なもの何か。

イ) 課題を明確化・焦点化するために必要な作業（調査や試行的など）をす

べきものは何か。

ウ) ワーキンググループを作り、重点的に議論すべきものは何か。

2) 整理する上で必要と考える「部会の進め方」への提案

整理するためには、総合福祉法の理念とも言えるものを意識しながら議論することが必要である。

ア) 大きな相違のある意見については、この部会で一定の議論は不可欠である。

イ) 自立支援法に関わる裁判の経緯を無視できない。

ウ) 国連障害者権利条約との整合性が求められる。

【清水委員】(全体のまとめ方について)

本文章の(「障がい者総合福祉法(仮称)の実施以前に早急に対応を要する課題の整理(当面の課題)」)全体のまとめ方についてですが、推進会議の文書(「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」)との整合性も含め、一定の方向性に基づいた再整理再構築が必要でないかと考えます。(私には具体的には到底提示できませんが)常に一番声の小さい所にウェイトをかけてベクトルを組み立てていくという手法でないとどうしても重症心身障害の人の主体

が沈み込んでしまうように思います。